

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地形・地質の概要

(1) 佐渡市の位置・地形

佐渡市は、新潟県のほぼ中央の日本海上に位置する離島であり、海岸線は 280.8 km、面積は、855.68 k m²、広ぼうは、東西 32.6 km、南北に 59.5 kmである。

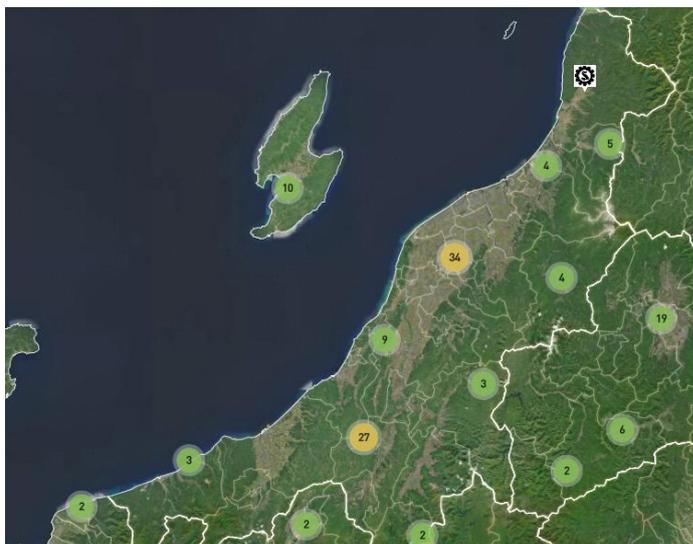
北東から南西方向に細長い地形で、国中平野を挟んで北西側に大佐渡山地、南東側に小佐渡丘陵が並走し、山岳丘陵地帯を形成している。また、北東には両津湾、南西に真野湾の湾入があり、大佐渡・小佐渡を通じて数段に及ぶ海岸段丘が発達している。

(2) 地質

地質構造は、主として第三紀の水成岩、火山岩からなり、地盤は軟弱である。

大佐渡山地の地質は、第三紀中新統の中・下部に属する杉野浦層、入川層、真更川層、金北山層、鶴子層、中山層、河内層、相川層の安山岩、流紋岩、石英斑岩、凝灰角礫岩、礫岩、硬質砂岩、シルト岩、硬質頁岩等、佐渡の第三紀層の中では比較的硬岩である。

小佐渡丘陵の東北半分は、大佐渡山地と同様、中新統の比較的古期の岩層であるのに対し、西南半は、中新統中・下部の笠取山層、経塚山層、下戸層、羽茂層、素浜層の硬質頁岩、砂岩、泥岩などの水成岩が主であり、安山岩、玄武岩などに貫かれている。特に西南半は、新期の軟弱地層のため、重力浸食による緩斜地形が山地内各所に発達している。



【出典】リアルタイム被害予測ウェブサイト cmap

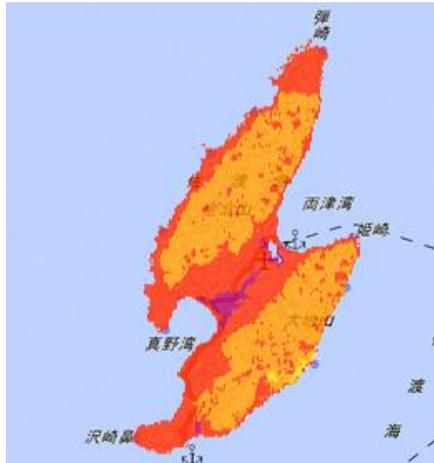
災害等のリスク

【地震】

佐渡には越佐海峡、佐渡北、佐渡西の断層があり、佐渡島と本土の間にある越佐海峡断層を震源とする地震が発生した場合、最大で震度7の揺れに見舞われる可能性がある。

市内の住宅約2万1570戸の耐震化率は69%（2020年度末時点）であり、耐震化率は全国平均より低く、大きな地震が発生すれば多くの建物が全壊する恐れがある。また、佐渡市は離島のため、港が被災するとライフラインの復旧に時間がかかり、支援物資の到着に遅れが生じる。

令和6年1月の能登半島地震では、佐渡市で最大震度5強を観測した。地震発生に伴う液状化現象などにより、施設・設備等が被害を受け、生産・営業活動が制限されるなど、事業継続に大きな影響が生じた。



【出典】 J-SHIS 地震ハザードステーション

地震ハザードステーション防災地図によると、海岸沿、国仲地区を中心に、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で発生する確率が 26% 超となっている。

【津波】

佐渡沖の断層が活動した場合、佐渡市は離島で海に囲まれているため、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると想定される。能登半島地震時には、市内の津波観測地点（鷺崎）で最大 30 センチを観測した。また、建物に残された津波の痕跡から、小木港で高さ 1.9 メートル、羽茂港では高さ 3.8 メートルだったと気象庁の現地調査により推定された。これを受け、小木港に津波観測装置が設置された。

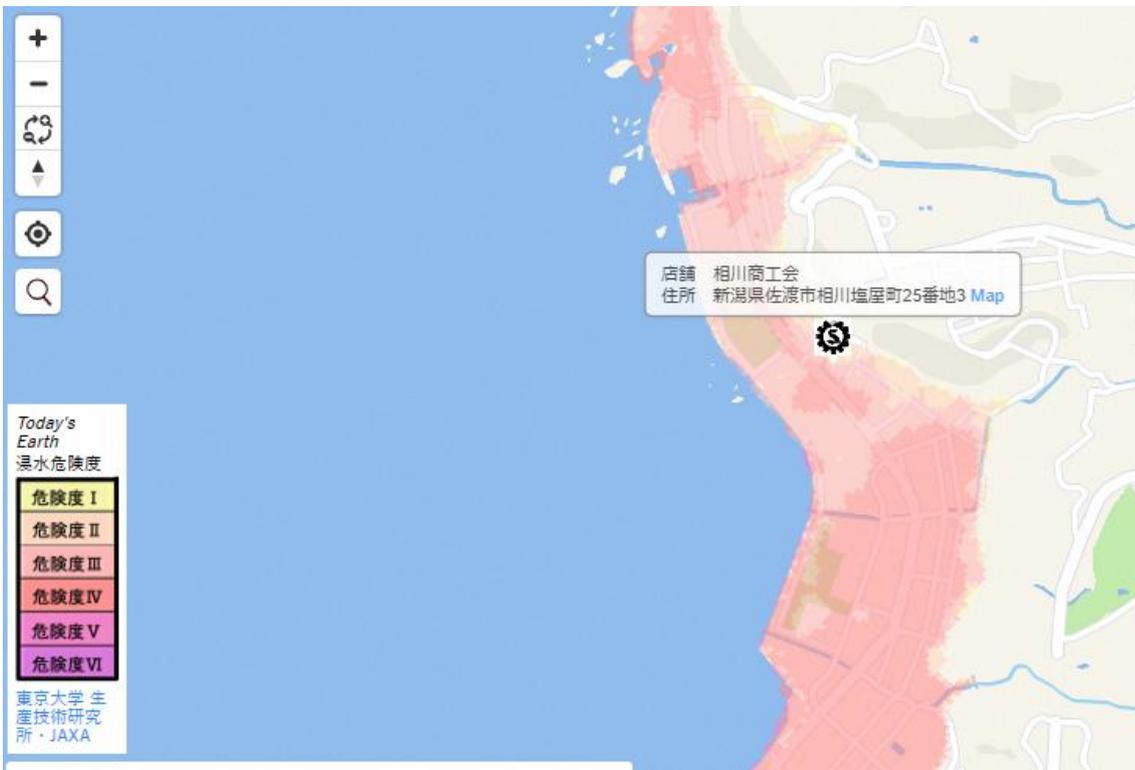
リアルタイム被害予測ウェブサイト **cmap** によると、津波が発生した際の被害を受ける商工会は島内 4 商工会である。（両津商工会、相川商工会、南佐渡商工会小木本所、南佐渡商工会赤泊支所）

【出典】リアルタイム被害予測ウェブサイト **cmap**

●両津商工会は危険度Ⅱに分類されている



●相川商工会は危険度Ⅲに分類されている



●南佐渡商工会小木本所は危険度Ⅱに分類されている



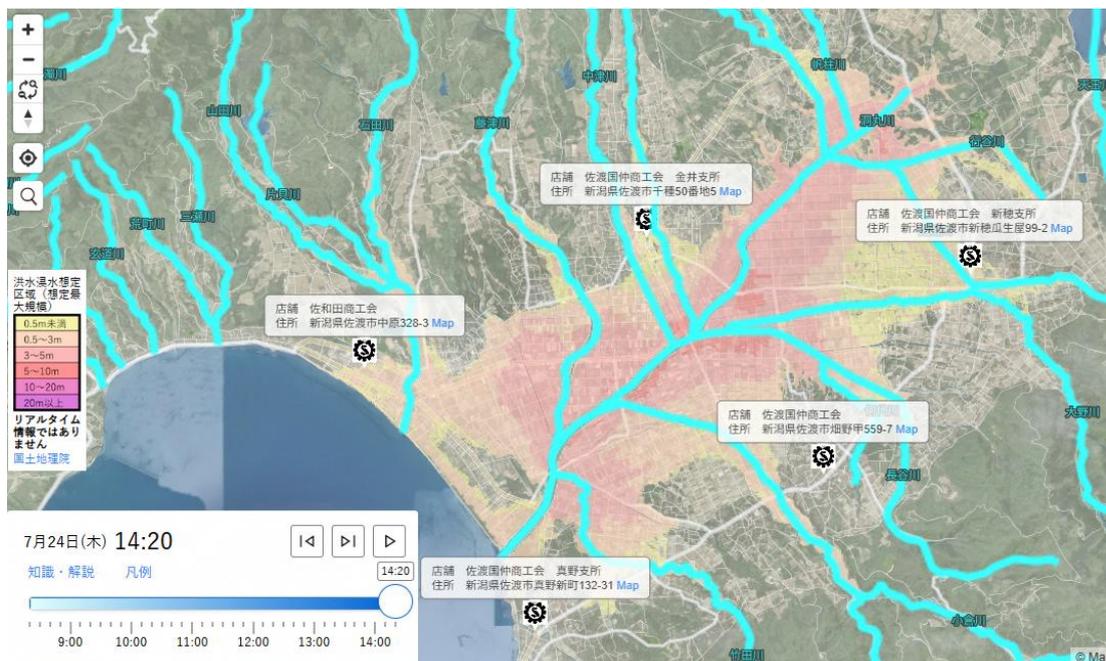
●南佐渡商工会赤泊支所は危険度Ⅱに分類されている。



【洪水】

佐渡市の代表的な河川としては国中平野を流れる国府川、羽茂地区を流れる羽茂川等がある。その支川やその他の河川も含めると 145 河川、総延長 370km となる。

市のほぼ中央部の国中平野を流れる 2 級河川の国府川は、その流域面積が佐渡の全河川流域面積の 2 割を占めている。水系が国府川に集中していることと、標高が 0 m～5 m と低いことから、洪水に見舞われることが多い。佐渡市の商業中心地区である国仲地区では 3～5m の浸水被害が予想されているほか、家屋倒壊等氾濫想定区域が点在している。



【出典】リアルタイム被害予測ウェブサイト cmap

【土砂災害】

市内の土砂災害警戒区域等の状況は以下となっており、各地に点在しているが、事業所が多く集まる場所ではない。(出典：佐渡市地域防災計画(風水害対策編) ※抜粋)

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

(令和6年5月31日現在)

地すべり		急傾斜		土石流	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
110	0	849	726	436	276

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は、全国的かつ急速なまん延により、佐渡市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【その他】

佐渡市は、原子力発電所から約49～99キロメートル先に位置し、放射線量監視地域に属する。発電所において原子力災害が発生した場合、放射性物質の飛散による各種影響に対する防護対策が生じる可能性がある。市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や、流通業者等への要請等を行う必要がある。

(2) 商工業者の状況

令和7年4月1日現在

- ・商工業者等数 2,464者
- ・小規模事業者数 2,188者

商工会会員数 1,560者

【内訳】

	商工業者数	小規模事業者数	会員数
建設業	441	393	276
製造業	232	213	153
卸売業	84	57	47
小売業	524	452	356
飲食・宿泊業	391	383	292
サービス業	609	542	363
その他	183	146	73
	2,464	2,186	1,560

(3) これまでの取組

1) 佐渡市の取組

・佐渡市地域防災計画の策定

近年の風水害、地震・津波災害などを教訓として、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、令和6年10月に地域防災計画(風水害対策編、震災対策編、津波災害対策編、個別災害対策編)を見直した。市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や市・県などの施策としての「公助」の適切な役割分担による防災協働社会の実現を目指す計画としている。

・佐渡市総合防災訓練の実施

大規模災害等に対して、関係機関の連携の確認をするため、毎年実施している。

なお、市内には多くの自主防災組織が結成されており、日常的な防災訓練や防災知識の普及活動を行っている。

・防災、感染症等対策備品の備蓄

佐渡市内防災倉庫・備蓄庫 22 か所

備蓄物資・資材一覧は佐渡市地域防災計画資料編に記載

・佐渡市災害協定 53 件

2) 市内商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・商工会危機管理マニュアル策定

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

さらには、保険・共済に対する助言を行える市内商工会の経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、市内各商工会と佐渡市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・経営指導員の経験不足を補うため損害保険会社と連携し、情報交換会時に研修会を開き資質の向上に繋げる。また、個別支援体制を構築し、専門家によるBCP策定支援を強化する。
- ・防災対策の強化として防災士からの講習会を受講する。
- ・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

市内5商工会（佐渡商工会連絡協議会）と佐渡市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・商工会危機管理マニュアルについて、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知【佐渡市・市内5商工会（佐渡商工会連絡協議会）で行う】

・巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や市広報、ホームページにおいて、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成【市内各商工会（単独）で行う】

・商工会危機管理マニュアルにより対応

3) 関係団体等との連携【市内5商工会（佐渡商工会連絡協議会）で行う】

・協力関係のある損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。

・ノウハウの構築・スキル向上として防災士の講習を受講し、緊急時の対応力を習得する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、産地組合等とのセミナー等の共催

4) フォローアップ【佐渡市・市内5商工会（佐渡商工会連絡協議会）で行う】

・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

・市内商工会と佐渡市のミーティングにおいて状況確認や改善点等について必要に応じ協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施【市内各商工会（単独）で行う】

・自然災害等（地震、津波）が発生したと仮定し、佐渡市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後 3 時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を市内商工会と佐渡市で共有する。）

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、佐渡市における感染症対策本部設置に基づき市内商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

・市内商工会と佐渡市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

【大規模な被害がある】

・地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。

【被害がある】

・地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。

・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

【ほぼ被害はない】

・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、市内商工会と佐渡市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に1回共有する。
1週間以降	地区内小規模事業者の被害状況に応じて、必要に応じて共有する。

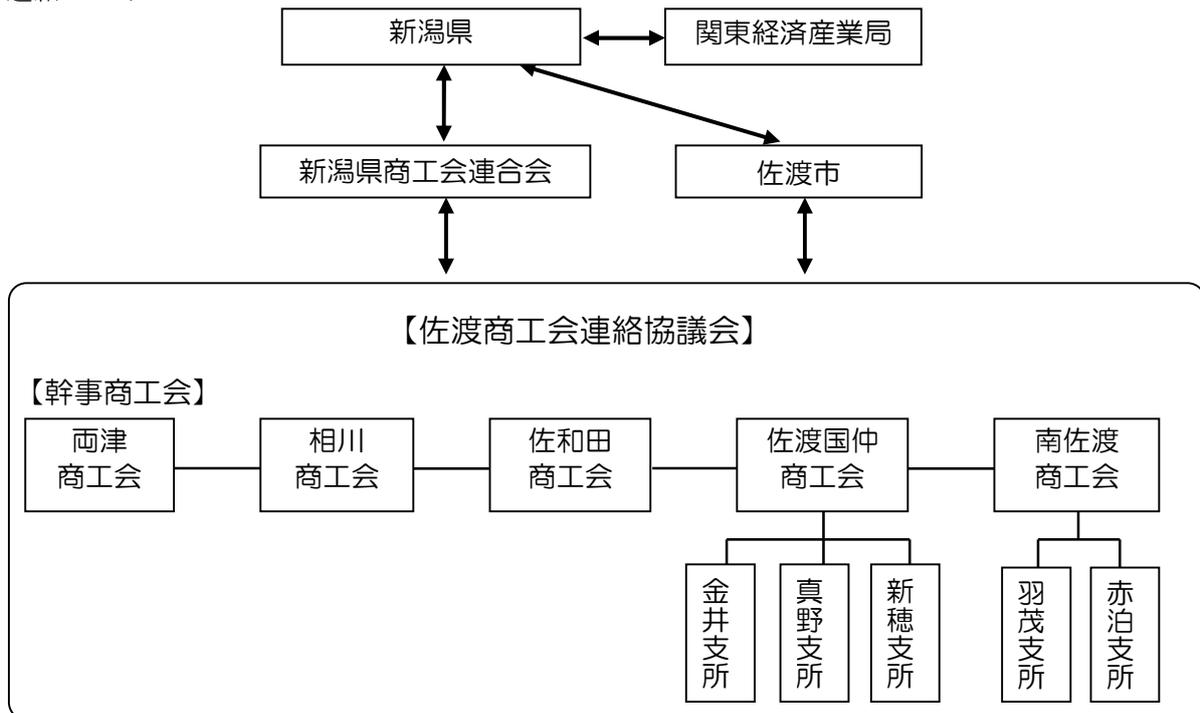
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 > 下図は、連絡ルートの一例

・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

- ・市内商工会と佐渡市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・市内商工会と佐渡市が共有した情報を、県の指定する方法にて市内商工会又は佐渡市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、市内商工会と佐渡市が共有した情報を県の指定する方法にて市内商工会又は佐渡市より県へ報告する。

<連絡ルート>



※佐渡商工会連絡協議会

佐渡商工会連絡協議会は、佐渡地域経済の広域化等に対応するため、地域内5商工会により構成される任意団体である。地域における商工業の総合的改善発達を図るために、行政と協力しながら広域事業を実施することにより佐渡地域の商工業の振興と発展に寄与することを目的とする。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、佐渡市と相談する（市内商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

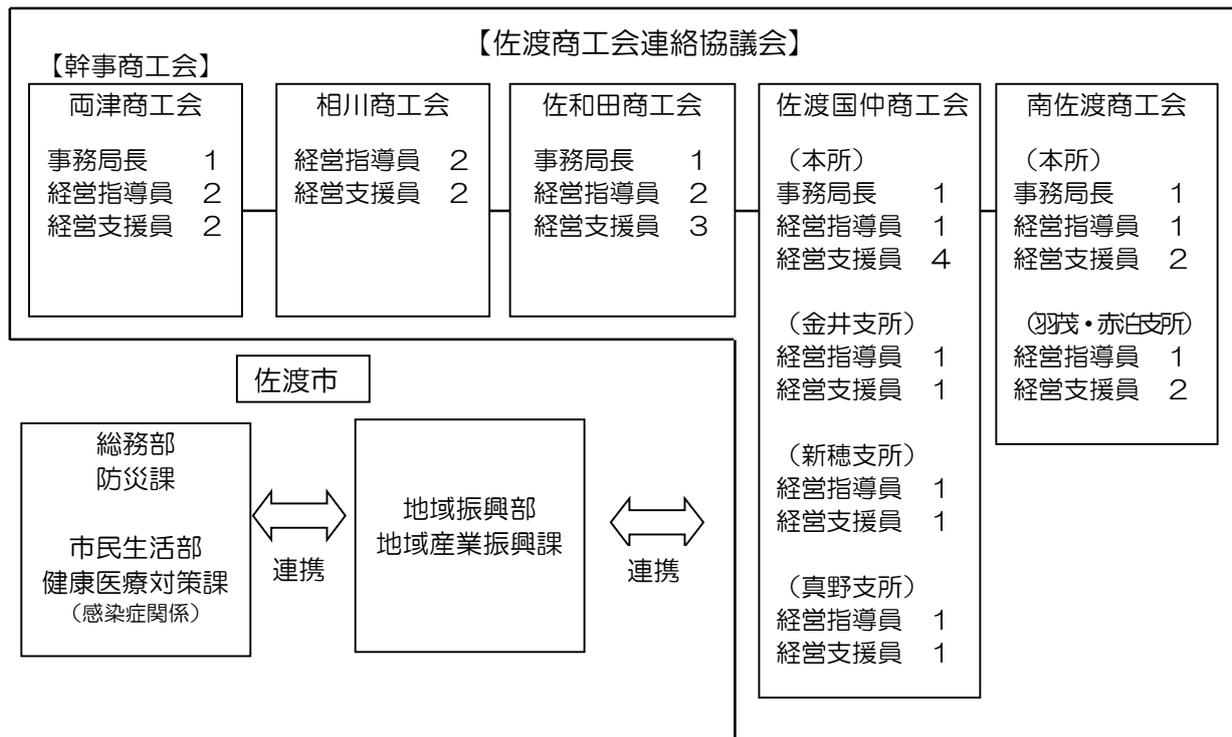
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 山下 信久 (連絡先は後述 (3) ①参照) 佐渡国仲商工会
 法定経営指導員 八木 俊樹 " 南佐渡商工会

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

佐渡商工会連絡協議会 幹事商工会
 両津商工会 経営支援室

〒952-0011 新潟県佐渡市両津夷 43-1
TEL : 0259-27-5128 / FAX : 0259-23-3868
E-mail : ryoutsu@shinsyoren.or.jp

相川商工会 経営支援室
〒952-1542 新潟県佐渡市相川塩屋町 25-3
TEL : 0259-74-3236 / FAX : 0259-74-3237
E-mail : aikawashoko@shinsyoren.or.jp

佐和田商工会 経営支援室
〒952-1324 新潟県佐渡市中原 328-3
TEL : 0259-52-3148 / FAX : 0259-52-3531
E-mail : sawata@shinsyoren.or.jp

佐渡国仲商工会 経営支援室
〒952-0206 新潟県佐渡市畑野甲 559-7
TEL : 0259-66-2458 / FAX : 0259-66-3465
E-mail : sadokuninaka@shinsyoren.or.jp

南佐渡商工会 経営支援室
〒952-0604 新潟県佐渡市小木町 94
TEL : 0259-86-2216 / FAX : 0259-86-2304
E-mail : minamisado@shisyoren.or.jp

②関係市町村

佐渡市役所 地域振興部地域産業振興課
〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232
TEL : 0259-67-7863 / FAX : 0259-63-5125
E-mail : sangyo@city.sado.niigata.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費用	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ 作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、佐渡市補助金、新潟県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等
該当なし
該当なし
該当なし
該当なし